

## 宮崎市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市ファミリー・サポート・センターみやざき（以下「センター」という。）が行う育児援助活動において、その利用料の一部を補助することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、もって安心して子育てができる環境整備を促進するため、利用料に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 依頼会員 宮崎市に住所を有し、センターの会員として子育ての援助を依頼する者
- (2) 援助会員 センターの会員として子育ての援助を行う者
- (3) 援助活動 センターが行う育児援助活動
- (4) 利用料 援助活動に対し、依頼会員が援助会員に支払う報酬（食事代、交通費等の実費を除く。）
- (5) 多子・ひとり親世帯等 依頼会員の世帯のうち、次のいずれかに該当すると認められる世帯
  - ア 多子世帯（18歳未満の子を3人以上扶養し、かつ世帯の所得が児童扶養手当受給世帯と同程度にある世帯をいう。）
  - イ 多胎児世帯（未就学の多胎児を扶養している世帯をいう。）
  - ウ ダブルケア世帯（育児と親等の介護を同住所で行っている世帯をいう。）
  - エ ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯及び世帯の状況がそれと同程度にある世帯をいう。）
  - オ 住民税非課税世帯
  - カ 生活保護受給世帯
- (6) 児童手当受給世帯 依頼会員の世帯のうち、児童手当を受給していると認められる世帯

### (区分認定)

第3条 依頼会員は、補助金の交付を受けようとするときは、宮崎市ファミリー・サポート・センター利用料補助金区分認定申請書（様式第1号）及び同意書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の書類を受理したときは、別に定める基準により、申請区分に応じて認定の可否を決定し、当該申請者に宮崎市ファミリー・サポート・センター利用料補助金区分決定通知書（様式第3号）を通知するものとする。

### (補助金)

第4条 補助金の対象は、依頼会員の利用料とする。

- 2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に定める額に、援助活動の時間数を乗じた額とする。

なお、複数の児童を預ける場合は、次の各号に定める額に、児童の人数を乗じた額とする。

- (1) 多子・ひとり親世帯等 700円
- (2) 児童手当受給世帯 400円

(活動時間の取扱い)

第5条 前条第2項の時間数に1時間未満の端数がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 援助活動全体が1時間未満の場合は、1時間とする。
- (2) 援助活動全体が1時間以上の場合は、30分以下は0.5時間、30分超は1時間とする。

(報告書の作成)

第6条 依頼会員及び援助会員は、援助活動を行ったときは、双方確認のうえ育児援助活動報告書(様式第4号。以下「報告書」という。)を作成する。

- 2 前項の報告書は、センター用、提出用、依頼会員用及び援助会員用の4枚複写とする。
- 3 援助会員は、報告書(センター用)を、援助活動を行った月の翌月5日(当該日がセンターの休業日に当たるときは、その日以後の最初の開業日)までにセンターへ提出するものとする。
- 4 センターは提出された報告書の内容を点検し、不備等がある場合は、依頼会員及び援助会員に対して修正を促すものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 依頼会員は、補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、援助活動を行った月の翌月25日(当該日が宮崎市の休日に当たるときは、その日以後の最初の休日でない日)までに市長に提出するものとする。

- (1) 報告書(提出用)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定及び確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合には、補助金の交付を決定した上、額を確定し、その旨を補助金交付決定書兼確定通知書(様式第6号)により依頼会員に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた依頼会員は、速やかに請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

- 2 補助金の市長への請求は、センターが依頼会員を代理して行うことができる。
- 3 依頼会員は、前項の手続きをセンターに代理させるときは、委任状(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求があったときは、依頼会員に対し補助金を交付する。

2 依頼会員は、補助金の受領を援助会員に委任することができる。

(交付の取消)

第11条 市長は、依頼会員が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。この場合において、当該取り消した部分について、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 宮崎市ファミリー・サポート・センター多子・ひとり親世帯等支援事業補助金交付要綱（平成15年4月1日伺定め）は廃止する。ただし、この要綱の廃止前に交付確定を行った補助金については、その交付が完了するまでの間有効とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 改正後の宮崎市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付要綱の規定は、令和5年9月1日以降の援助活動に係る補助金について適用し、同日前の援助活動に係る補助金については、なお以前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。